

厚生常任委員会資料 (補正)

令和6年3月1日

病院局

1 予算議案

○議案第75号

「令和5年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）」の概要・・・3

2 特別議案

○議案第83号

損害賠償額の決定について・・・4－8

1 予算議案

【議案第75号】

「令和5年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）」の概要

経営管理課

○ 債務負担行為の設定

県立宮崎病院改築事業に係る解体ほか工事について、アスベスト除去範囲の増加などにより、工期の延長が必要となったことから、債務負担行為を設定する。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------------|--------------------|---------------|
| 県立宮崎病院改築事業（解体ほか） | 令和5年度から 令和7年度まで | 千円 800,000 |

〈参考〉解体工事の状況



令和5年6月時点



令和6年2月時点

2 特別議案

【議案第83号】 損害賠償額の決定について

経営管理課

1 損害賠償の概要

県立宮崎病院において、生後間もない患者に対して、医療上の事故により、右手の第1指から第4指を欠損させ、右手首より先が機能しなくなる後遺障害が残存する可能性を生じさせたことについて、患者家族と損害賠償に関する和解が整ったもの。

2 特別議案

2 事故の概要（経過）

令和3年2月11日 緊急帝王切開により出生（ごくていしゅっせいたいじゅうじ極低出生体重児）

※極低出生体重児：体重が1,500グラム未満で出生した低出生体重児
栄養管理及び薬の注入目的で右手背よりカテーテルを挿入し、点滴開始

2月12日 点滴の滴下不良があり、カテーテルを左手背に入れ替えた

2月17日 点滴の滴下不良があり、カテーテルを右手背に入れ替えた

この際、静脈に挿入すべきところを動脈に挿入

2月19日 右手に腫脹しゅちょうが出現

右手第1指（親指）・第4指（薬指）あんししょくちょうが暗紫色調に変化

2月20日 右手背のカテーテル刺入部が化膿していたため、カテーテルを抜去

左足背よりカテーテルを挿入

2月25日 右前腕の造影CTにて右橈骨動脈閉塞とうこつを確認

※橈骨：肘と手首の間の親指側にある骨

2 特別議案

令和3年3月16日 2月17日に撮影したX線写真を再検証した結果、右橈骨動脈閉塞の原因がカテーテルを動脈内に挿入していたことであると判明

3月19日 保存的治療を続けてきたが、右手の壊死が進行し、改善困難となったため、壊死部（右手の第1指から第4指）を切除

2 特別議案

3 事故後の検討状況

令和3年 2月22日～院内調査及び現状分析を実施。調査内容のとりまとめ

3月18日 第1回院内医療問題検証委員会開催

3月23日 第2回院内医療問題検証委員会開催

4月16日 第3回院内医療問題検証委員会開催

4月22日 第1回宮崎県立宮崎病院医療問題検証委員会開催

5月31日 第4回院内医療問題検証委員会を開催し、病院に過失があると判断

6月10日 患者家族に検証結果報告書と院長からの謝罪文書を送付

6月～ 患者家族からの事故の経過や原因等についての質問に対する説明を
実施

令和4年 8月23日 患者家族に対し、改めて謝罪するとともに損害賠償金額を提案

8月～ 和解交渉

令和5年12月 5日 和解仮契約締結

2 特別議案

4 損害賠償について

- 損害賠償金額

66,224,133円

※内容：入院付添費、入院雑費、通院付添費、入通院慰謝料、後遺障害逸失利益、
後遺障害慰謝料、筋電義手関係費用

- 損害賠償の理由

県立宮崎病院の医療行為（右手背にカテーテルを挿入する際、静脈に挿入すべきところを動脈に挿入したこと）について、早期に異常状態であると認識し、カテーテルを抜去するなどの対応を行えなかったという過失（注意義務違反）があると判断したため。

5 予算措置

経営管理課予算（雑費）を充当

なお、当該損害賠償金は、病院の加入する病院賠償責任保険から全額補てんされる。